

育児時短勤務手当金請求書

				決 定 額	
組 合 員 等 記 号 ・ 番 号		所 属 機 関	名 称		
組 合 員 名 前			所 在 地		
育児時短勤務開始時の標準報酬の等級及び月額	第 等級 円	育児時短勤務に係る子の生年月日		年 月 日	
育児時短勤務の開始年月日	年 月 日				
育児時短勤務終了予定年月日	年 月 日				
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
※ 以下、太枠内は所属所担当者が記入してください。					
育児時短勤務を開始する前の1週間の所定勤務時間	時間 (注)シフト勤務の場合は別紙「週所定勤務時間算定補助シート」により算定してください。				
支給対象月中の1週間の所定勤務時間	時間				
支給対象月に支払われた報酬の額	円 (1月当たりの通勤手当及び寒冷地手当の額を含む。)				
その他報酬に対する特記事項	通勤手当：有・無 (該当するものに○で囲んでください。) 1月当たりの通勤手当の額： 円 寒冷地手当：有・無 (該当するものに○で囲んでください。) 1月当たりの寒冷地手当の額： 円 = (円 × か月 ÷ 12) 支給月額 × 支給月数 ÷ 12月 (円位未満切り捨て) ※標準報酬の月額等の決め方と同様の取扱いです (裏面参照)				
上記のとおり請求します。 広島県市町村職員共済組合理事長 様 年 月 日 住 所 請 求 者 名 前					
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 年 月 日 職 名 所属所長 名 前					
共済組合受付印	上 記 の と お り 受 理 し て よ ろ し い か				
	課 長	課長補佐	係 長	主 務	係

(この請求書に記入された事項は、電子計算組織に登録し処理を行います。)

注 意

- 1 組合員等記号・番号欄には、組合員の記号番号又は個人番号を記入してください。
- 2 この請求書は、育児時短勤務を行った月経過後に、育児時短勤務を行った月ごと提出してください。
- 3 「育児時短勤務開始時の標準報酬の等級及び月額」欄は、育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬の月額について記載してください。
- 4 「育児時短勤務終了予定年月日」欄は、育児時短勤務に係る子が2歳に達することにより育児時短勤務手当の支給が終了する場合には、当該子の2歳の誕生日の前々日を記載してください。
なお、育児時短勤務が終了した場合は、終了予定年月日欄の「予定」を二重線で消除し、当該終了した日（新たに産前産後休業、介護休業又は育児休業を開始した場合は、当該開始した日の前日）を記載してください。
- 5 「育児時短勤務を開始する前の1週間の所定勤務時間」欄は、育児時短勤務に入る前の本来の1週間の所定勤務時間を記載してください。
- 6 「支給対象月中に支払われた報酬の額」欄は、支給対象月に支払われた報酬（臨時のもの及び3か月を超える期間ごとに支払われるものを除く。）の額を記載してください。
また、通勤手当が数か月分一括して支給される場合は、通勤手当額を支給月数で除して得た額を報酬額に含めてください。
なお、寒冷地手当が支給される場合は、支給月額に支給月数を乗じて得た額を12で除して得た額（円位未満切捨て）を報酬額に含めてください。
- 7 「その他報酬に対する特記事項」欄には、通勤手当がある場合には、1月当たりの通勤手当の金額及び支給単位期間を記入してください。

また、寒冷地手当がある場合には、1月当たりの寒冷地手当の金額を記入してください。

※通勤手当及び寒冷地手当の計算方法

＜通勤手当＞

6か月分の定期代65,020円の場合

$65,020 \div 6 \text{か月} = 10,836.666 \cdots \text{円}$

1か月目～5か月目までは 10,836円

6か月目 10,840円（端数を加算）

この額を6か月それぞれの月の報酬とする

＜寒冷地手当＞

X年11月～Y年3月まで各月7,360円

$7,360 \text{円} \times 5 \text{か月} \div 12 = 3,066.666 \cdots \text{円}$

X年4月～Y年3月 3,066円（円未満切り捨て）

3,066円をX年4月～Y年3月の各月の報酬とする

- 8 この請求には、次の書類を添付してください。
 - (1) 育児時短勤務に関する所属機関の長の証明書
 - (2) 育児時短勤務の申し出に係る子との関係と年齢がわかる書類の写し（初回請求時のみ）
 - (3) その他必要な書類

*組合で必要と認めたときは、追加の書類を求めることがあります。